

○弓削商船高等専門学校近藤記念海事財団奨学金貸与規則

制 定 昭和55年4月1日

最終改正 令和3年3月18日

弓削商船高等専門学校近藤記念海事財団奨学金貸与規則

(目的)

第1条 弓削商船高等専門学校近藤記念海事財団奨学金（以下「奨学金」という。）は、弓削商船高等専門学校（以下「本校」という。）に在学している学生で、優秀にして経済的理由により修学困難な者に貸与し、将来有用な人材を育成することを目的とする。

(定義)

第2条 奨学金の貸与を受ける者を「奨学生」という。

(貸与期間)

第3条 奨学金の貸与期間は、在学期間に限るものとする。

(貸与金額)

第4条 奨学金の貸与額は、月額10,000円とする。

(奨学生願書の提出)

第5条 奨学金の貸与を希望する者は、連帯保証人と連署した奨学生願書（様式第1号）に、学資支弁者の家計状況を知ることのできる市町村長等の証明書を添えて、指定の期日までに校長に提出しなければならない。

(奨学生の採用)

第6条 奨学生の採用は、本校の厚生補導委員会（以下「委員会」という。）が次の各号に定める基準に基づき選考し、校長が決定する。

- (1) 学業、人物ともに優秀で、健康である者
- (2) 学資の支弁が困難と認められる者

(奨学生採用の通知)

第7条 校長は、奨学生の採用を決定したときは、奨学生採用通知書（様式第2号）により、本人に通知する。

(誓約書の提出)

第8条 前条の通知を受けた奨学生は、連帯保証人と連署した誓約書（様式第3号）を速やかに校長に提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第9条 奨学金は、毎月交付する。ただし、商船に関する学科の実習期間中の奨学金は、実習開始月に一括交付する。

(奨学生の異動届出)

第10条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに奨学生異動届（様式第4号）を校長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金を辞退したとき。
- (2) 休学・復学又は退学したとき。
- (3) 連帯保証人の住所に変更があったとき。
- (4) 連帯保証人を変更したとき。

2 奨学生であった者（奨学金の貸与を受け、その奨学金を返還する義務を有する者をいう。以下同じ。）は、前項第3号又は第4号の事由が生じたときは、届け出をしなければならない。

（奨学金の休止及び停止）

第11条 奨学生が、休学したときは、休学開始の日の属する月から休学期間満了の日の属する月まで奨学金の交付を休止する。ただし、休学開始の日の属する月に、すでに奨学金の交付を受けているときは、翌月から休止する。

2 奨学生が、原級にとどめられたときは、当該期間中の奨学金の交付を停止する。

3 奨学生が、停学処分を受けたときは、当該期間中の奨学金の交付を停止する。ただし、停止を受けた日の属する月に、すでに奨学金の交付を受けているときは、翌月から停止する。

（奨学金の復活）

第12条 奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由が消滅した場合には、奨学金の復活を願い出ることができる。

2 前項の願い出をする者は、連帯保証人と連署した奨学金復活願（様式第5号）を校長に提出しなければならない。

（奨学金の廃止）

第13条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、委員会の議を経て校長は奨学金の交付を廃止する。

- (1) 傷い疾病のため成業の見込みがないとき。
- (2) 学業成績又は性行が著しく不良であると認められるとき。
- (3) 奨学生として適当でない事由が生じたとき。

（奨学金の休止、停止、廃止又は復活の通知）

第14条 校長は、第11条から第13条までの事項について決定したときは、その結果を奨学金（休止・停止・廃止・復活）通知書（様式第6号）により、本人に通知する。

（奨学金の辞退）

第15条 奨学生は、その者の希望により、奨学金の辞退を申し出ることができる。

（奨学金借用証書の提出）

第16条 奨学生が、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、連帯保証人と連署した奨学金借用証書（様式第7号）を直ちに校長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金の貸与期間が満了したとき。
- (2) 奨学金の交付を廃止されたとき。
- (3) 退学したとき。
- (4) 奨学金を辞退したとき。

（奨学金の利息）

第17条 奨学金は、無利息とする。

（奨学金の返還）

第18条 奨学生は、次の各号に定める期間内に、貸与を受けた奨学金の全額を返還しなければならない。

- (1) 第16条第1号に該当するときは、満了となった月の翌月から起算して6月を経

過した後8年以内

(2) 第16条第2号から第4号までに該当するときは、当該事由の生じた月の翌月から起算して6月を経過した後3年以内

2 奨学金の返還は、年賦又は半年賦とする。

3 奨学金は、その者の希望により、繰り上げ返還することができる。

4 奨学金の納付は、本校の出納命令役の銀行預金口座に振り込むか、又は当該出納員に現金で納付するものとする。

(奨学金の返還猶予)

第19条 奨学生であった者が、次の各号の一に該当するときは、その者の願い出により、奨学金の返還を猶予することがある。

(1) 災害又は傷い疾病により、返還が困難となったとき。

(2) 本校に在学しているとき。

(3) 大学に進学したとき。

(4) その他止むを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき。

2 返還猶予の期間は、原則として1年以内とする。ただし、その事由が継続するときは、5年を限度として、願い出によってその期間を毎年更新することができる。

(返還猶予の願い出)

第20条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、連帯保証人と連署した奨学金返還猶予願(様式第8号)に、その事由について、事実を証明することのできる書類を添えて校長に提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第21条 奨学金返還猶予の願い出があったときは、委員会の議を経て校長が決定し、その結果を奨学金返還猶予決定通知書(様式第9号)により、本人に通知する。

(死亡の届出)

第22条 奨学生又は奨学生であった者が死亡したときは、連帯保証人は、直ちに死亡届を提出しなければならない。

2 前項の場合において、奨学生が死亡したときは、奨学金借用証書(様式第7号)をあわせて提出しなければならない。

(奨学金の返還免除)

第23条 奨学生又は奨学生であった者が、次の各号の一に該当するときは、その者の願い出によって奨学金の全部又は一部の返還を免除することがある。

(1) 死亡したとき。

(2) 不具廃疾となったとき。

(3) その他止むを得ない事由により、返還不能となったとき。

(返還免除の願い出)

第24条 奨学金の返還免除を受けようとする者は、連帯保証人と連署した奨学金返還免除願(様式第10号)に、次に掲げる書類を添えて、校長に提出しなければならない。

(1) 死亡のときは死亡診断書(写)

(2) 不具廃疾のときは、その事実及び程度を証する医師の証明書

(3) 返還不能のときは、その事情を証明することのできる書類

(返還免除の決定)

第25条 奨学金返還免除の願い出があったときは、委員会の議を経て校長が決定し、その結果を奨学金返還免除決定通知書（様式第11号）により、本人又は連帯保証人に通知する。

附 則

1 この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

2 昭和55年3月31日以前に採用された奨学生に係る奨学金の貸与期間、貸与月額及び奨学金の返還については、第3条、第4条及び第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、昭和60年4月23日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成元年6月29日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年2月16日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年3月18日から施行する。

奨 学 生 願 書

ふりがな 氏名 昭和 年 月 日生 (満 才)				学科 学年 貸与期間 年 月 ~ 年 月			
保連 証 人	氏名			年 月 日生		本人との 続柄	
	現住所						(郵便番号) (電話番号)
家族及び所得 主別たる 家居計 支持者 者に	就 学 者 を 除 く 家 族	続柄	氏名	年令	職 業	勤務先・役職名	年 収
		父					
	母	※父死亡・生別・無職等の場合その年月 (年 月) 理由 ()					
○× 印	就 学 者	続柄	氏名	年令	在学学校名	学年	進学別
		本人			国立弓削商船高専		自宅・自宅外
							自宅・自宅外
							自宅・自宅外
奨学金を希望する理由							
平成 年 月 日 本人氏名 連帯保証人氏名 (記名押印又は署名) 弓削商船高等専門学校長 殿							

- 1 給与所得者は、勤務先の所得証明書を、又給与所得以外の所得については、市町村長の証明書を添付すること。
- 2 年数は和暦で記載してください。

「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律」に基づき、取得した個人情報は、奨学生選考のために使用し、他の目的には使用いたしません。

様式第2号

年 月 日

殿

弓削商船高等専門学校長

奨学生採用通知書

このことについて、下記のとおり採用と決定しましたので通知します。

記

奨学生番号 第 号

貸与月額 円

貸与期間 自 年 月
至 年 月

誓 約 書

年 月 日

(和暦で記載)

このたび近藤記念海事財団奨学生として奨学金の貸与を受けるに当たり、次の事項を誓約いたします。

- 1 健康に留意し、学業に精励するとともに真摯な学生生活を送ります。
- 2 諸規則を守り、学校の指示に従い、奨学生としての責務を果たします。
- 3 貸与終了後は、規則に従い奨学金返還の義務を誠実に履行することを誓います。

本人氏名

上記の者が奨学金の貸与を受けるに当たり、諸規則を守り奨学金の返還義務を本人と連帯して必ず履行いたします。

極度額 _____ 円

連帯保証人現住所

本人との続柄

職 業

氏名（記名押印又は署名）

弓削商船高等専門学校長 殿

「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律」に基づき、取得した個人情報は、奨学金業務のために使用し、他の目的には使用いたしません。

奨 学 生 異 動 届

奨学生番号第 号 学科 学年
氏 名

下記のとおり異動が生じましたのでお届けいたします。

異 動 事 由	摘 要
辞 退	年 月 日付
休 学	年 月 日付
復 学	年 月 日付
退 学	年 月 日付
連帯保証人の 現住所変更	変更後の現住所 (郵便番号) (電話番号)
連 帯 保 証 人 の 変 更	新連帯保証人の氏名 年 月 日生 本人との続柄 (郵便番号) (電話番号) 現住所
年 月 日	
本人現住所 氏 名 連帯保証人現住所 氏 名 (記名押印又は署名)	
弓削商船高等専門学校長 殿	

※ 異動事由欄の該当事項に○をつけること。

※ 年数は和暦で記載してください。

「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律」に基づき、取得した個人情報は、奨学金業務のために使用し、他の目的には使用いたしません。

様式第5号

奨学金復活願

奨学生番号 学科 学年
氏名

下記のとおり復学・進級しましたので、奨学金の復活をお願いいたします。

- 1 復学（進級）期日 年 月 日
- 2 休学・原級期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 3 事由
- 4 休止・停止の月 平成 年 月

年 月 日

本人氏名

連帯保証人現住所

氏名（記名押印又は署名）

弓削商船高等専門学校長 殿

※ 年数は和暦で記載してください。

「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律」に基づき、取得した個人情報は、奨学金業務のために使用し、他の目的には使用いたしません。

年 月 日

殿

弓削商船高等専門学校長

奨学金 休止・停止 通知書
廃止・復活

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

異 動 種 別	摘 要
休 止	休止の期間 年 月 ～ 年 月 休止した事由
停 止	停止の期間 年 月 ～ 年 月 停止した事由
廃 止	廃止の期日 年 月 日から 廃止した事由
復 活	復活の期日 年 月 日から 復活した理由

※ 異動種別欄は該当事項に○をつけるものとする。

奨学金借用証書

収入
印紙

金	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---

近藤記念海事財団奨学生として、上記金額を借用しました。

については、奨学金貸与規程を守り、下記の返還方法により滞りなく返還いたします。

奨学金返還方法					
要返還 総額	円	第1回	円	返還 方法	年賦・半年賦
		第2回以降	円		
返還 期間	自 年 月	(年間)	返還 期 日	每 月 日	
至 年 月					
備考					

※ 年数は和暦で記載してください。

年 月 日

本人現住所	郵便番号	電話番号
氏名		印
連帯保証人現住所	郵便番号	電話番号
氏名		印

弓削商船高等専門学校長 殿

様式第 8 号

奨 学 金 返 還 猶 予 願

奨学生番号第 号 学科 学年
氏 名

下記のとおり奨学金返還猶予をお願いいたします。

1 猶予希望期間 年 月 日から
年 月 日まで

2 事 由

年 月 日

本 人 現 住 所
氏 名

連帯保証人現住所
氏 名（記名押印又は署名）

弓削商船高等専門学校長 殿

※ 年数は和暦で記載してください。

「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律」に基づき、取得した個人情報は、奨学金業務のために使用し、他の目的には使用いたしません。

年 月 日

殿

弓削商船高等専門学校長

奨学金返還猶予決定通知書

このことについて、下記のとおり決定したので通知します。

記

返還猶予期間	自	年	月	日
	至	年	月	日

奨 学 金 返 還 免 除 願

奨学生番号第 号 学科 学年
氏 名

下記の事由により奨学金（返還未済額）の返還を免除していただきたく、関係書類を添えてお願いいたします。

記

借 用 金 額	金	円
返 還 済 額	金	円
返 還 未 済 額	金	円
返還免除希望額	金	円
事 由		

年 月 日

本人又は相続人（本人との続柄）

氏 名

現 住 所 郵便番号 電話番号

連帯保証人氏名（記名押印又は署名）

現 住 所 郵便番号 電話番号

弓削商船高等専門学校長 殿

※ 年数は和暦で記載してください。

「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律」に基づき、取得した個人情報は、奨学金業務のために使用し、他の目的には使用いたしません。

様式第11号

年 月 日

殿

弓削商船高等専門学校長

奨学金返還免除決定通知書

このことについて、下記のとおり決定したので通知します。

記

返還免除決定額 金 円